①都道府	②市町村	0 就学援助制度問い合わせ先（広報用）					I 就学援助制度の実施について																	
							1. 就学援助制度の周知方法										2. 就学援助制度の申請書の配布方法							
							（1）貴市区町村における就学援助制度の周知方法										（1）貴市区町村における就学援助制度の申請書の配布方法							
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他（SNSなど）	ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載	エ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ．各学校に対して制度を書面で周知	キ．教職員向け説明会を実施	ク．保護者向け説明会を実施	ケ．その他（内容を1，（2）に記入）	（2）（1）でケに○をした場合、その内容	ア．各学校で制度案内を配付後、希望者に各学校から申請書を配布	イ．各学校で制度案内を配付後、希望者に教育委員会から申請書を配布	ウ．各学校で全児童生徒もしくは保護者に申請書を配付	エ．教育委員会で全児童生徒もしくは保護者に申請書を配付	オ．制度案内等は行わず、各学校で希望者に対して申請書を配付	カ．制度案内等は行わず、教育委員会で希望者に対して申請書を配付	キ．その他（内容を2．（2）に記入してください。）	（2）（1）でキに○した場合、その内容
該当団体	43	43	43	43	30	0	19	9	8	43	43	32	13	2	3	3	15	3	29	2	0	0	3	3
鹿児島県	鹿児島市	教育委員会管理部総務課財務係	099-227-1922	kysou-zaimu@city.kagoshima.lg.jp	http://www.city.kagoshima.lg.jp/kyoiku/kanri/kysoumu/kosodate/gakko/jose/shugakuenjo.html		○	○		○	○	○	○										○	各学校で制度案内を配布後、児童生徒を通じて全保護者に各学校から申請書を配付。
鹿児島県	鹿屋市	教育委員会　学校教育課	0994-31-1137	gakkou@e-kanoya.net	http://www.e-kanoya.net/htmbox/gakkou_kyouiku/syuugakuenjyo.html		○	○		○	○	○	○						○					
鹿児島県	枕崎市	学校教育課	0993-72-0170	gakkokyoiku@city.makurazaki.lg.jp	http://www.city.makurazaki.lg.jp/		○	○		○	○	○			○	入学説明会時に書類を配布			○					
鹿児島県	阿久根市	阿久根市教育委員会教育総務課	0996-73-1257	kysomu@city.akune.kagoshima.jp	http://www.city.akune.kagoshima.jp/kosodatekyoiku/teatejosei/shugakuenjo.html		○			○	○		○				○							
鹿児島県	出水市	出水市教育委員会教育総務課	0996-63-4078	kyoso_c@city.izumi.kagoshima.jp	http://www.city.kagoshima-izumi.lg.jp		○	○	○	○	○	○	○		○	校納金集金時等、状況をみて援助が必要と思われる世帯へ制度周知を図るよう学校へ依頼。	○	○						
鹿児島県	指宿市	指宿市教育委員会　学校教育課学務係	0993-22-2111	kyoiku-gakko@city.ibusuki.lg.jp	http://www.city.ibusuki.lg.jp/modules/content022/index.php?id=6		○			○	○	○	○	○			○							
鹿児島県	西之表市	教育委員会総務課	0997-22-1111	ks-soumu@city.nishinoomote.lg.jp	http://www.city.nishinoomote.lg.jp					○	○	○	○	○			○		○					
鹿児島県	垂水市	垂水市教育委員会　学校教育課	0994-32-7213	t_gakkoukyouiku@pub.city.tarumizu-kagoshima.jp	http://www.city.tarumizu.lg.jp/gakkokyoiku/kurashi/kosodate/kosodate/teate/shugaku.html		○	○		○	○	○			○	各学校の入学説明会で書類を配布（説明）			○				○	制度案内と申請書をセットで配布
鹿児島県	薩摩川内市	教育委員会　教育総務課　就学支援グループ	0996-23-5111（内線5122）	shugaku@city.satsumasendai.lg.jp				○		○	○	○	○						○					
鹿児島県	日置市	教育委員会　教育総務課	099-248-9426	kyosomu@ed.city.hioki.kagoshima.jp	http://www.city.hioki.kagoshima.jp/					○	○												○	各学校で全児童生徒に制度案内と申請書を配布
鹿児島県	曽於市	教育委員会総務課	099-482-5956	o-kyouiku@city.soo.lg.jp						○	○	○							○					
鹿児島県	霧島市	教育委員会学校教育課	0995-45-5111	gakko@city-kirishima.jp	https://www.city-kirishima.jp/gakko/kyoiku/gakko/shogakuse/enjo.html		○			○	○	○	○				○							
鹿児島県	いちき串木野市	教育委員会　総務課	0996-21-5126	kyosomu1@city.ichikikushikino.lg.jp	http://www.city.ichikikushikino.lg.jp/					○	○	○							○					
鹿児島県	南さつま市	南さつま市教育委員会学校教育課	0993-53-2111	e_gkyouikus@city.minamisatsuma.lr.jp	http://www.city.minamisatsuma.lg.jp/		○			○	○	○	○						○					
鹿児島県	志布志市	教育総務課	099-472-1111（内線311）	kyouikusoumu@city.shibushi.lg.jp	http://www.city.shibushi.lg.jp/docs/2013091300193/		○			○	○	○					○	○	○					
鹿児島県	奄美市	奄美市教育委員会総務課	0997-52-1111（内線1722）	kyoism@city.amami.lg.jp	http://www.city.amami.lg.jp/kyoism/kyoiku/kyoiku/kyoikuhi.html		○			○	○	○	○						○					
鹿児島県	南九州市	学校教育課	0993-56-1111	gakkou@city.minamikyushu.lg.jp	http://www.city.minamikyushu.lg.jp/		○	○		○	○	○					○							
鹿児島県	伊佐市	伊佐市教育委員会学校教育課学事係	0995-23-1311（代表）	k-gakuji@city.isa.lg.jp	http://www.city.isa.kagoshima.jp					○	○	○					○							
鹿児島県	姶良市	教育部　学校教育課	0995-62-2111	gijmu@city.aira.lg.jp	http://www.city.aira.lg.jp/		○	○		○	○						○							
鹿児島県	三島村	教育委員会	099-222-3141	kyouiku00@mishimamura.jp					○	○	○								○					
鹿児島県	十島村	教育総務課	099-227-9771	toshima-ky@tokara.jp	http://www.tokara.jp/				○	○	○	○						○	○					
鹿児島県	さつま町	さつま町教育委員会　学校教育課	0996-53-1111（内線2514）	ga-shido@town.satsuma.lg.jp	http://www.satsuma-net.jp/		○			○	○	○							○					
鹿児島県	長島町	長島町教育委員会　教育総務課	0996-88-5679	kyousou06@town.nagashima.lg.jp					○	○	○						○							
鹿児島県	湧水町	管理課	0995-75-2142	Kanri-y@town.Yusui.lg.jp	http://www.town.yusui.kagoshima.jp			○		○	○	○							○					
鹿児島県	大崎町	管理課	099-476-1111	kanrisyomu@town.kagoshima-osaki.lg.jp	http://www.towm.kagoshima-osaki.lg.jp/					○	○	○					○		○					
鹿児島県	東串良町	東串良町教育委員会	0994-63-3133	kanri2@town.higashikushira.lg.jp						○	○						○							
鹿児島県	錦江町	教育課	0994-22-0517	edu_h@kinko.town.lg.jp						○	○	○	○						○					
鹿児島県	南大隅町	南大隅町教育委員会　教育振興課	0994-24-3143	k-somu@town.minamiosumi.lg.jp	http://www.town.minamiosumi.lg.jp/		○			○	○	○							○					
鹿児島県	肝付町	肝付町教育委員会教育総務課	0994-65-8425	ksoumu@town.kimotsuki.lg.jp	http://kimotsuki-town.jp/					○	○								○					
鹿児島県	中種子町	教育総務課	0997-27-1111	kyouiku@town.nakatane.lg.jo	https://town.nakatane.kagoshima.jp/					○	○								○					
鹿児島県	南種子町	教育委員会　管理課	0997-26-1111	kanri3@town.minamitane.lg.jp						○	○	○							○					
鹿児島県	屋久島町	屋久島町教育委員会　教育総務課	0997-43-5900	kyoiku03@town.yakushima.lg.jp	http://www.town.yakushima.kagoshima.jp					○	○	○					○		○					
鹿児島県	大和村	大和村教育委員会	0997-57-2154	kyoiku@vill.yamato.lg.jp	http://www.vill.yamato.lg.jp/index.html		○			○	○	○							○					
鹿児島県	宇検村	宇検村教育委員会	0997-67-2261	kyoui@uken.net						○	○	○					○							
鹿児島県	瀬戸内町	教育委員会総務課総務係	0997-72-0113	k-soumu@town.setouchi.lg.jp						○	○	○	○						○					
鹿児島県	龍郷町	龍郷町教育委員会	0997-69-4532	edu-kyouin@town.tatsugo.lg.jp						○	○	○	○						○					
鹿児島県	喜界町	喜界町教育委員会	0997-65-3681	kyoi-s1@town.kikai.lg.jp	http://www.town.kikai.lg.jp		○		○	○	○								○					
鹿児島県	徳之島町	徳之島町教育委員会学校教育課	0997-82-1308	gakkoukyouiku@tokunoshima-town.org					○	○	○	○								○				
鹿児島県	天城町	教育委員会総務課	0997-85-5226	kyosoum03@yui-amagi.com	https://www.yui-amagi.com/				○	○	○	○							○					
鹿児島県	伊仙町	伊仙町教育委員会　総務課	0997-86-4651	isenkyoui@oasis.ocn.ne.jp					○	○	○								○					
鹿児島県	和泊町	教育委員会事務局	0997-92-0009	kyouiku@town.wadomari.lg.jp			○			○	○						○							
鹿児島県	知名町	知名町教育委員会　学校教育課	0997-84-3158	china07@town.china.lg.jp	http://www.town.china.lg.jp					○	○	○							○					
鹿児島県	与論町	与論町教育委員会学務課	0997-97-2441	gakumu@yoron.jp	http://www.yoron.jp/		○			○	○	○							○	○				

①都道府県	②市町村	Ⅱ　平成29年度準要保護認定基準																												
		(1)平成29年度における準要保護認定基準																			(2)(1)でソ，タ又はチに○をした場合，係数(倍率)，基準根拠及び目安額				(3)(1)でツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安額		(4)(1)でテに○をした場合，その他の基準の内容	(5)その他	就学援助率
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．PTA会費，学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付の状態や、昼食、被服等が悪い者。学用品，通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態が極めて悪いと認められる者、	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で，生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準を参照して額を定めているもの）	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	テ．その他	係数（倍率）	基準根拠 課税所得等の分類	基準根拠 基準額の時期	目安額（年額）	係数（倍率）	目安額（年額）			
該当団体	43	35	38	29	23	24	33	19	20	22	23	23	17	30	17	7	1	5	0	20	13	13	13	13	0	0	20	8	43
鹿児島県	鹿児島市																○				1.35	課税所得	その他	288				【基準額の時期】平成25年4月1日時点の基準（生活保護基準切り下げ前）	30%未満
鹿児島県	鹿屋市	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○				○			1.2	課税所得	その他	261				【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	25%未満
鹿児島県	枕崎市	○	○	○	○	○	○	○	○			○		○															25%未満
鹿児島県	阿久根市	○	○				○					○		○		○					1.3	その他	当該年度	239				【課税所得等の分類】世帯全員の収入に基づき判断する。	15%未満
鹿児島県	出水市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	1.1	課税所得	その他	252			認定基準に該当しない方に対して、状況調査を行い現況判定を行うこともある。	【基準額の時期】平成２４年１２月３１日現在の基準（改正前の基準）	25%未満
鹿児島県	指宿市	○	○				○													○							市民税所得割額及び生活状況の悪化等により判断		25%未満
鹿児島県	西之表市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○							世帯の経済状況が急激に悪化した場合		20%未満
鹿児島県	垂水市	○	○	○			○			○	○			○		○				○	1.2	課税所得	当該年度	182.2			基準額未満ではないが、前年の状況と比較して失業又は傷病等の特別な事情により経済的に困窮していると認められる方		25%未満
鹿児島県	薩摩川内市	○	○				○							○		○					1.2	課税所得	前年度	292					15%未満
鹿児島県	日置市	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○															15%未満
鹿児島県	曽於市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○				○					1.3	課税所得	当該年度	250					15%未満
鹿児島県	霧島市	○	○	○														○		○	1.2	課税所得	その他	292			病気・障害・退職・離婚等により生活状態が不安定なもの	【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	20%未満
鹿児島県	いちき串木野市	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○					1.2	課税所得	前年度	295					20%未満
鹿児島県	南さつま市		○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○					1.2	課税所得	当該年度	280					25%未満
鹿児島県	志布志市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○							市独自の所得基準		25%未満
鹿児島県	奄美市	○	○	○			○													○							これまでに，難病治療のために県外の専門病院へ頻繁に通院する必要があり，それらにかかる費用が家計を圧迫している世帯に対して援助を実施した事例がある。このような特別な理由で就学援助申請を行う場合は，保護者・学校長・民生委員の意見書をもって認定審査を行うこととしている。		35%未満
鹿児島県	南九州市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○							市就学援助費支給要綱に関する内規の認定基準（市民税所得割額）		20%未満
鹿児島県	伊佐市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○					○							市民税の所得割（世帯合計）が18,600円以下の世帯		25%未満
鹿児島県	姶良市	○	○				○					○		○															15%未満
鹿児島県	三島村		○											○															10%未満
鹿児島県	十島村													○															15%未満
鹿児島県	さつま町	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.2	総所得（税引き前）	その他	266				【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	15%未満
鹿児島県	長島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○					○							その他教育委員会が必要と認めるもの		20%未満
鹿児島県	湧水町	○	○				○																						20%未満
鹿児島県	大崎町	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○						○							災害などにより学校納付金又は、学用品費等の負担が困難と認められる者		15%未満
鹿児島県	東串良町	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	○															15%未満
鹿児島県	錦江町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○														20%未満
鹿児島県	南大隅町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○						○							世帯全員の収入金額が、内規に定める基準額以下の世帯であること。		15%未満
鹿児島県	肝付町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○														20%未満
鹿児島県	中種子町						○							○				○			1	総所得（税引き前）	その他	250				【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	15%未満
鹿児島県	南種子町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.2	課税所得	その他	279				【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	25%未満
鹿児島県	屋久島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○														20%未満
鹿児島県	大和村	○	○	○	○	○	○			○	○				○					○							前年度又は当該年度に保護者等の死亡・長期入院等により，収入が著しく減少した又は見込みがある者。		30%未満
鹿児島県	宇検村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○							村民税の所得割が10,000円以下の世帯は，学校長及び民生委員の意見を求めて認定する		30%未満
鹿児島県	瀬戸内町		○	○																○							市区町村民税の所得割が20,000円以下の世帯		30%未満
鹿児島県	龍郷町	○	○	○																○							・保護者の死亡・長期入院等により収入が著しく減少する見込の世帯。 ・学校長，民生委員等の意見により教育委員会が特別な理由があると認めた世帯。		25%未満
鹿児島県	喜界町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○					○							所得割が課税されている世帯であっても16歳未満の扶養人数によって以下のとおり基準を定めて認定している。なお、所得割額は世帯の合算額としている。 1人の場合　所得割額 54,000未満　2人の場合　所得割額 74,000円未満　3人の場合　所得割額 94,000円未満　以下20,000円ずつ増加		40%未満
鹿児島県	徳之島町	○																		○							世帯の総所得が130万円以下		30%未満
鹿児島県	天城町		○									○																	35%未満
鹿児島県	伊仙町	○	○											○															20%未満
鹿児島県	和泊町	○	○		○		○					○								○							災害等により税金の免除を受けている者，職業安定所に求職申し込みをしている者。		15%未満
鹿児島県	知名町		○																										15%未満
鹿児島県	与論町	○	○	○	○	○	○	○						○	○					○							教育長が特に必要と認めた者		20%未満

Ⅲ　平成29年度準要保護就学援助額

1．小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

①都道府県	②市町村	（1）項目毎の援助額																																				（2）補足事項　（1）でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項
		学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費									
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
該当団体	43	1	1	0	2	3	2	41	41	0	0	0	0	0	0	0	43	42	0	2	2	0	0	0	0	1	0	1	9	9	0	15	15	15	7	6	0	16
鹿児島県	鹿児島市							○	11,420								○	40,600		○	25,141								○	18,934								・支給平均額については平成29年度予算額。 ・通学用品費及び校外活動費（宿泊を伴わないもの）については学用品費として合算して支給。
鹿児島県	鹿屋市							○	11,420								○	40,600														○	20,600	19,626				
鹿児島県	枕崎市							○	11,420								○	40,600														○	16,500	16,058				支給平均額は平成28年度実績による。
鹿児島県	阿久根市							○	11,100								○	19,900											○	14,000								
鹿児島県	出水市							○	11,100								○	19,900										○	○	16,983								・通学費：出水市通学補助金に準じた額
鹿児島県	指宿市							○	11,420								○	20,470														○	17,490	17,490				
鹿児島県	西之表市							○	11,420								○	20,470																	○	17,000		
鹿児島県	垂水市							○	11,420								○	40,600														○	21,490	15,929				・修学旅行費については、H28年度実績による平均。
鹿児島県	薩摩川内市							○	11,420								○	20,470											○	19,786								・支給平均額は、平成28年度実績額。
鹿児島県	日置市							○	10,270								○	36,540														○	19,340	19,340				平成29年度の見込額。
鹿児島県	曽於市							○	11,100								○	19,900																	○	11,000		
鹿児島県	霧島市				○	11,420	11,420										○	40,600											○	18,886								修学旅行費は平成28年度の実績額
鹿児島県	いちき串木野市							○	11,420								○	40,600														○	20,000	20,000				
鹿児島県	南さつま市							○	11,420								○	40,600											○	18,500								
鹿児島県	志布志市							○	11,420								○	40,600											○	15,802								・修学旅行費（実費の95%を支給）については、28年度実績の平均額。
鹿児島県	奄美市							○	11,420								○	40,600											○	16,000								・【修学旅行費】・・・へき地児童生徒援助費補助金で援助できなかった分（保護者実費分）を全額支給している。支給平均額には，29年度予算に計上した単価（各支所がそれぞれ予算に計上した単価の平均額）を記入。 ・【学用品費・通学用品費・校外活動費】・・・本市ではこの3つの費目を合わせて，「学用品費等」として支給している。
鹿児島県	南九州市							○	11,420								○	40,600														○	13,000	13,000				
鹿児島県	伊佐市							○	11,420								○	20,470														○	14,000	14,000				
鹿児島県	姶良市				○	11,420	11,420										○	40,600														○	21,490	20,000				平均支給額は２９年度予算計上単価
鹿児島県	三島村							○	11,420								○	10,235																				
鹿児島県	十島村	○	22,785																																			
鹿児島県	さつま町							○	11,100								○	19,900														○	15,000	15,000				
鹿児島県	長島町							○	11,100								○	19,900											○	15,000								離島学校の修学旅行費についてはへき地児童生徒援助費等補助金により支出。
鹿児島県	湧水町							○	11,420								○	40,600														○	10,745	8,634				
鹿児島県	大崎町							○	11,420								○	40,600														○	21,490	21,490				支給平均額：修学旅行費は29年度予算計上単価。
鹿児島県	東串良町							○	11,100								○	19,900														○	11,000	11,000				
鹿児島県	錦江町							○	11,420								○	40,600																	○	13,000		
鹿児島県	南大隅町							○	14,780								○	19,900																	○	12,000		学用品費(定額)　1年生12,610円（人数の約20%）　2年～6年生14,780円（人数の約80%）
鹿児島県	肝付町							○	11,420								○	20,470														○	21,490	17,704				
鹿児島県	中種子町							○	14,000								○	20,000																	○	25,000		
鹿児島県	南種子町							○	11,420								○	40,600																	○	25,000		
鹿児島県	屋久島町							○	11,420								○	40,600														○	23,000	23,000				
鹿児島県	大和村							○	11,420								○	40,600																				
鹿児島県	宇検村							○	11,420								○	20,470																				
鹿児島県	瀬戸内町							○	11,420								○	40,600																				
鹿児島県	龍郷町							○	11,420								○	40,600																				
鹿児島県	喜界町							○	6,100								○	9,000																				
鹿児島県	徳之島町							○	11,100								○	19,900		○	61,685																	・新入学児童生徒学用品費等は1年生のみが対象。 ・通学費は，平成28年度の実績額を基に1人当たりの支給平均額を掲載。
鹿児島県	天城町							○	11,100								○	19,900																				
鹿児島県	伊仙町							○	9,000								○	18,000																				
鹿児島県	和泊町							○	11,420								○	20,470																				
鹿児島県	知名町							○	12,700								○	19,900																				学用品費（年額）1年生：10,600円　2～6年生：12,700円
鹿児島県	与論町							○	11,420								○	20,470																				・修学旅行については，へき地児童生徒援助費等補助金で援助を行っている。

①都道府	②市町村	2．中学校の就学援助の額の単価（一人当たり年間支給額）																																						
		（1）費用毎の援助額																																						（2）補足事項 （1）でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容
		学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費									
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
該当団体	43	1	1	0	2	2	2	41	40	0	0	0	0	0	0	0	43	42	0	1	1	0	0	0	0	1	0	1	9	9	0	15	15	15	7	6	0	17
鹿児島県	鹿児島市							○	22,320								○	47,400		○	47,850								○	44,728								・支給平均額については平成29年度予算額。 ・支給平均額は支給者に対しての平均額。（支給0円の人数は平均に含めないものとして計算。） ・通学用品費及び校外活動費（宿泊を伴わないもの）については学用品費として合算して支給。
鹿児島県	鹿屋市							○	22,320								○	47,400														○	55,900	43,570				
鹿児島県	枕崎市							○	22,320								○	47,400														○	38,000	38,000				・支給平均額は平成28年度実績による。
鹿児島県	阿久根市							○	21,700								○	22,900											○	31,000								
鹿児島県	出水市							○	21,700								○	22,900										○	○	46,710								・通学費：出水市通学補助金に準じた額
鹿児島県	指宿市							○	22,320								○	23,550														○	40,120	40,120				
鹿児島県	西之表市							○	22,320								○	23,550																	○	26,000		
鹿児島県	垂水市							○	22,320								○	47,400														○	57,590	35,980				・修学旅行費については、H28年度実績による平均。
鹿児島県	薩摩川内市							○	22,320								○	23,550											○	43,107								・支給平均額は、平成28年度実績額。
鹿児島県	日置市							○	20,080								○	42,660														○	51,830	51,830				平成29年度の見込額。
鹿児島県	曽於市							○	21,700								○	22,900																	○	30,000		
鹿児島県	霧島市				○	22,320	22,320										○	47,400											○	44,151								修学旅行費は平成28年度の実績額
鹿児島県	いちき串木野市							○	22,320								○	47,400														○	50,000	50,000				
鹿児島県	南さつま市							○	22,320								○	47,400											○	47,440								
鹿児島県	志布志市							○	22,320								○	47,400											○	39,332								・修学旅行費（実費の95%を支給）については、28年度実績の平均額。
鹿児島県	奄美市							○	22,320								○	47,400											○	19,000								【修学旅行費】・・・へき地児童生徒援助費補助金で援助できなかった分（保護者実費分）を全額支給している。支給平均額には，29年度予算に計上した単価（各支所がそれぞれ予算に計上した単価の平均額）を記入。 【学用品費・通学用品費・校外活動費】・・・本市ではこの3つの費目を合わせて，「学用品費等」として支給している。
鹿児島県	南九州市							○	22,320								○	47,400														○	30,000	30,000				
鹿児島県	伊佐市							○	22,320								○	23,550														○	32,900	32,900				
鹿児島県	姶良市				○	22,320	22,320										○	47,400														○	57,590	45,000				平均支給額は２９年度予算計上単価
鹿児島県	三島村							○	12,300								○	11,775																				
鹿児島県	十島村	○	23,870																																			
鹿児島県	さつま町							○	21,700								○	22,900														○	35,000	35,000				
鹿児島県	長島町							○	21,700								○	22,900											○	48,900								離島学校の修学旅行費についてはへき地児童生徒援助費等補助金により支出。
鹿児島県	湧水町							○	22,320								○	47,400														○	28,795	23,818				
鹿児島県	大崎町							○	22,320								○	47,400														○	57,590	57,590				支給平均額：修学旅行費は29年度実績額を計上。
鹿児島県	東串良町							○	21,700								○	47,400														○	23,000	23,000				
鹿児島県	錦江町							○	22,320								○	47,400																	○	32,000		
鹿児島県	南大隅町							○	26,050								○	22,900																	○	31,000		学用品費(定額） 1年生23,880円（人数の約25%） 2～3年生26,050円（人数の約75%）
鹿児島県	肝付町							○	22,320								○	23,550														○	57,590	36,045				
鹿児島県	中種子町							○	26,000								○	23,000																	○	48,000		
鹿児島県	南種子町							○	22,320								○	47,400																	○	48,000		
鹿児島県	屋久島町							○	22,320								○	47,400														○	51,000	51,643				・修学旅行補助上限額を平均額が上回っている理由は、口永良部島から屋久島への往復船代及び屋久島での宿泊代（前後泊）実費を支給しているため。
鹿児島県	大和村							○	22,320								○	47,400																				
鹿児島県	宇検村							○	22,320								○	23,550																				
鹿児島県	瀬戸内町							○	22,320								○	47,400																				
鹿児島県	龍郷町							○	22,320								○	47,400																				
鹿児島県	喜界町							○	11,900								○	10,000																				
鹿児島県	徳之島町							○	21,700								○	22,900																				・新入学生徒学用品費は1年生のみが対象。
鹿児島県	天城町							○	21,700								○	22,900																				
鹿児島県	伊仙町							○	18,000								○	20,000																				
鹿児島県	和泊町							○	22,320								○	23,550																				
鹿児島県	知名町							○	24,000								○	22,900																				学用品費（年額） 1年生：21,800円 2・3年生：24,000円
鹿児島県	与論町							○	22,320								○	23,550																				・修学旅行については，へき地児童生徒援助費等補助金で援助を行っている。

①都道府	②市町村	Ⅳ その他			
		通学用服等の学用品等の購入等に関して、保護者負担軽減策として実施している（把握している）取組			自由記載欄
		ア．特に取組を行っていない（把握していない）	イ．取組を行っている（把握している）	イに○をした場合，その内容	
該当団体	43	39	4	4	1
鹿児島県	鹿児島市	○			平成26年度からの認定基準額は、平成25年4月時点の生活保護基準額を用いている。
鹿児島県	鹿屋市	○			
鹿児島県	枕崎市	○			
鹿児島県	阿久根市	○			
鹿児島県	出水市	○			
鹿児島県	指宿市	○			
鹿児島県	西之表市	○			
鹿児島県	垂水市		○	学校行事で利用するバス代を市の予算で対応している。	
鹿児島県	薩摩川内市		○	希望する生徒への制服のリサイクル	
鹿児島県	日置市	○			
鹿児島県	曽於市	○			
鹿児島県	霧島市	○			
鹿児島県	いちき串木野市	○			
鹿児島県	南さつま市	○			
鹿児島県	志布志市	○			
鹿児島県	奄美市	○			
鹿児島県	南九州市	○			
鹿児島県	伊佐市	○			
鹿児島県	姶良市	○			
鹿児島県	三島村	○			
鹿児島県	十島村	○			
鹿児島県	さつま町	○			
鹿児島県	長島町	○			
鹿児島県	湧水町	○			
鹿児島県	大崎町		○	就学援助費とは別に、平成29年度より「入学援助金」を申請のあった中学1年生の全保護者に支給	
鹿児島県	東串良町	○			
鹿児島県	錦江町	○			
鹿児島県	南大隅町	○			
鹿児島県	肝付町	○			
鹿児島県	中種子町	○			
鹿児島県	南種子町	○			
鹿児島県	屋久島町	○			
鹿児島県	大和村		○	希望する生徒への制服のリサイクル等の情報提供を行っている。	
鹿児島県	宇検村	○			
鹿児島県	瀬戸内町	○			
鹿児島県	龍郷町	○			
鹿児島県	喜界町	○			
鹿児島県	徳之島町	○			
鹿児島県	天城町	○			
鹿児島県	伊仙町	○			
鹿児島県	和泊町	○			
鹿児島県	知名町	○			
鹿児島県	与論町	○			